

令和6年 第6回浅口市農業委員会議事録

令和6年6月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	欠
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農用地利用集積計画について

議案第23号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

日程第4 報告事項

報告第10号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第11号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年7月12日（金））

開会（午後1時29分）

議 長

それでは、ちょっと早いようですが、会議を始めさせていただきます。

先月末に岡山県の会議がありまして、県の農業の会議がありまして、岡山県の農業者の現状について話がありました。県内の農業従事者は、全体の64%が70歳以上、それから60歳代が26%、59歳以下が10%、平均年齢は71.5歳だそうです。10年後にはその53%がリタイアというふうなことで、暗い話がたくさんありまして、これはうちの地区を考えてみるとほとんど全員が70歳以上ですから、これよりまだ高くなるんじゃないかなと思うんですけど、グラフを見ましたらすごい値が出てきていまして、僕が思うのは60歳定年が65歳になったり、そういうものも影響しとんじゃないかなと思うんですが、浅口もその現状に合うような状況になってきていますので、うちの地区はほとんど農業する人がおらん、あと10年先は誰もおらんだろうと思うんですけど、そういう現状になってきています。農業機械もなかなか売れないというふうな話がこちらのほうでは出ておりましたけど、これからの農業は大変だろうと思います。

それから、今年はカメムシが異常発生ということで、私のとこ、桃を少し植えとんですが、全部虫にやられました。それでちょっと野菜を作りよんですけど、僕は初めてピーマンにあれがびっしり来ていまして、カメムシが、何が黒いもんがおるんかなと思うたらそれにびっしり、それで防護立てとんです。それにばあっと上っていきよんです。もう、初めてあれだけの量のカメムシを見ました。今年も、女房が洗濯物へようついとるとか言うんですけど、野菜物にもそういうふうなもんが来ようりますんで、十分気をつけてもらいたいと思います。

それでは、これより令和6年第6回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に関しております。また、推進委員は11名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において1番大橋委員、13番岡田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

560番の件について事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は2ページになりますのでお開きください。

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年6月14日提出。

番号560、鴨方町本庄、畑、277平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇

〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番柚木です。

地図は1番、2番です。これは旧の〇〇〇〇沿いで、〇〇〇〇の手前100メートルぐらいのちょっと北側です。この方は帰ってこられて、住居も一緒に建てて、前で菜園もやったりという格好でお聞きしています。別段問題ないと思いますから、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は ありませんか。

委 員 なし声

議 長 質 疑 なしと認めます。

そ れ で は、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続 き ま し て、563番の件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号563-1、鴨方町六条院東、田、451平米。同じく2、鴨方町六条院東、田、766平米。同じく3、鴨方町六条院東、畑、403平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇〇の境のところにちょうど点滅信号があります。〇〇〇〇から南西に約200メートルぐらい行ったところにあります。譲渡し人のほうが高齢のため、管理できないため、近隣の方に譲り渡すということでございます。譲受人は〇〇〇〇ですが、出身というか、実家はその土地のすぐそばにあります。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は ありませんか。

委 員 なし声

議 長 質 疑 なしと認めます。

そ れ で は、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続 き ま し て、564番の件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 失礼します。番号564、金光町地頭下、畑、868平米。譲受人は、〇〇〇〇。

譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

位置図は5ページ、6ページになります。〇〇〇〇があるんですが、その西のほうに当たって三、四百メートルのところにあります。以前、耕作放棄地だったらしいんですが、現在は譲受人がもう既に作物を作ったりして、きれいに管理をしています。近所の人も何か、ものすごくきれいにしとんですわというふうな話をされとりました。特に問題はないと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、568番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号568、鴨方町本庄、田、70平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番柚木です。

位置図は7、8です。場所は、〇〇〇〇からの〇〇〇〇です。今現状は、この案件は耕作放棄で雑草ばかりになっています、年に何回か刈っていますけど。別段問題ないと思いますから、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、570番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号570、金光町地頭下、田、664平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は5ページ、6ページということになります。〇〇〇〇があるんですが、すぐその西側、ちょっと低くなっておるんですが、位置はそこになります。耕作放棄地であったんですが、隣地の〇〇〇〇、これを先月譲受人が購入しとるんですが、その隣になって、もう進入路もないというふうなことで、また同じく譲受人が買うということで、売却をすることに決めたそうです。現状は、見に行ったんですが、よう分かりませんが、トラクターでしっかりひいとりましたけど、植えるかどうか分かりませんが、そういうふうな現状だったです。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、572番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号572、金光町須恵、畑、886平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

位置図のほうは9ページ、10ページのほうになります。場所のほうは、〇〇〇〇から南へ二、三百メートル、やや南東、東寄りの二、三百メートルに〇〇〇〇があります。その南の東の端のほうに面した畑になります。こちらのほう、ヒノキを二十四、五本植えていまして、ずっと以前、〇〇〇〇が、業者の方が柿の木の管理をしてくれとったということなんですけど、もう年なんのでできないということで、新たに探したところ、新しい方が見つかってやってくれるということなんで、土地の所有権も含めてお譲りするということになったというふう聞いております。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、573番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号573、鴨方町六条院中、田、455平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、私から補足説明をいたします。
位置図は11、12ページです。場所は、〇〇〇〇のすぐ南で、〇〇〇〇を挟んですぐ北に位置をします。譲渡し人は〇〇〇〇に住んでおり、管理ができないとのこと
で話がついたものであります。よろしくご審議をお願いいたします。
ただいま説明いたしました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、574番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号574、鴨方町小坂東、田、399平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いいたします。

委 員 8番の虫明です。
位置図のほうは13、14ページでございます。現地の場所なんですけれども、〇〇〇〇から〇〇〇〇をちょうど1キロほど東へ行ったところに、〇〇〇〇から〇〇〇〇が流れておるんですけれども、その〇〇〇〇に沿って北へ約400メートルほどですか、上がったところに位置をします。現状は作付がされておらず、草が生えている状況です。進入路もなく、今後の管理もいろいろ難しいということで、ちょうど案件の土地の隣が今回の譲受人の農地であることから、今般話がまとまったということのようです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、575番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号575-1、金光町下竹、田、774平米、同じく2ほかといたしまして、田3筆、2、294平米、畑7筆、2、777平米。譲受人は、〇〇〇〇

○。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

位置図は15ページから18ページです。場所は、〇〇〇〇がある下の100から150メートル西になります。それで、親子ということで、贈与で問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

571番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。

議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について。令和6年6月14日提出。

番号571、鴨方町六条院西、畑、688平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、私から説明をいたします。

位置図は19、20ページであります。場所は、〇〇〇〇の南側約40メートルのところに位置します。この場所に太陽光パネルを設置するということですので、別に問題はないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明しました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第22号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになります。

議案第22号農用地利用集積計画につきまして。令和6年6月14日提出。

それでは、説明いたします。

番号4番から6番の3件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は3名、農地は3筆です。更新が1筆、新規が2筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は全て10年以上となります。

次に、6ページへ移ります。

1の(1)地域別設定面積につきましては、田2,371平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計2,371平方メートルです。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承諾することに決定をいたします。

議案第23号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案書のほうは別冊になりますので、お開きください。

議案第23号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について。令和6年6月14日提出。

この内容でございますけれども、これまでの農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールによりまして、農地台帳に農地として登録がありながら、もう現状が山林などと判断される土地について、3年分をまとめて農地台帳から除外する手続になります。

この一覧の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、今回でございますが、旧鴨方町内の部分を含めておりません。といいますのも、前回、3年前のときは件数が170件余りでしたけれども、今回、市内全域を取りまとめましたところ、2,600筆を超えるということになりました。これから農振地や畑地かんがいの対象地を除外いたしましても、2,000筆を超えるということになってしまいました。

なぜ急激に、このように増えたかということでございますけれども、離農であったり、それから耕作断念による増加というのも当然あるわけでございますけれども、一番の原因は昨年行われた農業振興地域の見直しによるものと思っております。これま

で非農地の判断を行う際には、山林化等をしていても農振地の指定がある場合、これは周辺の乱開発を防ぐという目的から非農地の対象地に含めず、農地台帳にずっと残置をしてきておりましたけれども、農振地の見直しに際しまして、現状が山林等に非農地化して農地への復旧が見込めない土地については、前回の見直しの際に農振地から大幅に除外をされたということがございます。これによりまして、これまで非農地化の対象としていなかったものが大量に今回は非農地の対象に含まれましたことから、前回に比べて対象地が約10倍超というような、大幅に増えるような結果となってしまいました。

非農地判断を行いますと、農地台帳から除外するという事務だけではなくて、農業委員会としては所有者の方へ除外した旨を通知をしたり、それからほかでいきますと、一番煩雑なのが、固定資産税の評価の見直しというふうな事務がございまして、各所と調整を行ったわけでございますけれども、特に税のほうは、一度に多数になると事務のほうは追いつかないというふうなことがございまして、確実にを行うためということで、2か年で非農地処理を行いたいというふうなことで、今回提案をさせていただいております。なので、今回は旧金光地区と旧寄島町地区についてご判断をお願いしたいと思います。

ちなみに、鴨方地区については、来年、またこの時期ぐらいになろうかと思っておりますが、手続をさせていただければなというふうに考えております。

ちなみになんですけれども、非農地の議決後なんですけれども、おおむね今月末を目途に所有者の方等へ非農地にしましたという通知を送りまして、7月中をめどに登記の地目の変更の希望があったら言ってきてくださいねということで希望を募りまして、希望分について法務局へ通知して、登記の地目を変えるというような段取りを想定しております。

以上でございます。

議 長 今の件、旧鴨方町を外すということでご理解いただけますでしょうか。
よろしいでしょうか。

委 員 異議なし声

議 長 それでは、そのほか質問はありますか。
ありません。

委 員 なし声

議 長 質疑はなしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
それでは、第4、報告事項に移ります。

報告第10号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになりますのでお開きください。
報告第10号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年6月14日提出。
番号562、鴨方町本庄、田、70平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年5月5日、引渡し年月日は令和6年5月5日です。
番号565-1、鴨方町深田、田、55平米。同じく2、鴨方町深田、田、733平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年5月10日です。引渡し年月日は令和6年5月10日です。
以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第11号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになりますのでお開きください。
報告第11号農地法施行規則該当転用届について。令和6年6月14日提出。
番号567、鴨方町六条院中、畑、248平米のうち43平米。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種です。
番号569-1、鴨方町六条院中、田、608平米のうち20平米、同じく2ほかといたしまして、田3筆、1、382平米のうち139平米。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は農振地となっております。以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
続きまして、日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局 ①令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和6年度の最適化活動の目標の設定等について
②利用意向調査の結果などについて
③浅口市農業委員会慶弔内規について
④委員の改選の進捗について
⑤次回の農業委員会について

議長 それでは、ないようですので本日の委員会は以上で閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時24分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩